



厚生労働省 依存症に関する調査研究事業

「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる 好事例等を活用した相談支援のガイドラインの作成」 現在の計画について

2026年10月30日

独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

柴山笑凜, 木村充, 松下幸生, 遠山朋海,
古賀佳樹, 柴崎萌未, 新田千枝, 高橋陽介

本ガイドライン作成背景

【研究背景】

- アルコール問題をもつ人の家族は多様な困難を抱えており、家族が担う負担も大きいことが明らかとなっている。
 - R5 アルコール問題を持つ方のご家族の現状と支援に関する調査報告
<https://www.ncasa-japan.jp/pdf/document115.pdf>
<https://www.ncasa-japan.jp/pdf/document113.pdf>
- 第3期アルコール健康障害対策推進基本計画において、家族への支援の必要性が指摘されている。
- より円滑な相談や治療等に結びつく支援を推進するため、地域の実情に応じた関係機関との連携を推進するための実践的な指針の整備が求められる。



行政職員、地域での支援に携わる者などがアルコールの問題を有する者の家族からの相談を受けるにあたり必要な知識の普及を図るとともに、関係機関との適切な連携を推進することを目的とした、
好事例を活用した相談支援ガイドラインを作成

現在想定しているガイドラインの主な内容

【現時点での想定されるガイドラインの主な内容】

① 本人(当事者)支援について

- 本人の状況に応じた相談先・支援先の紹介
 - 精神保健福祉センター・保健所・専門医療機関・自助グループ等
- 受診・相談につなげる際の具体的な支援方法、支援時の留意点
 - 強引に支援につなげるよりも、本人に寄りそい、機会をうかがう等

② 家族支援について

- 配偶者・親・子ども・きょうだい等、関係性に応じた相談先の紹介
 - 児童相談所、子ども家庭支援センター、女性相談支援センター、配偶者暴力支援センター、自助グループ等
- 関係機関との連携方法のための指針

③ 好事例の記載

- 具体的な連携の例となるような、関係機関との連携の好事例
 - 例) 地域におけるアルコール関連問題への対応と医療との円滑な連携に関するガイドライン <https://rdcli.md.tsukuba.ac.jp/resource/>

主な周知先と研究班構成

【主な周知先】

- 精神保健福祉センター・保健所・専門医療機関等
- 児童相談所・子ども家庭支援センター
- 女性相談支援センター・配偶者暴力支援センター
- 学校
- 警察など

【研究班構成】

- 行政機関(精神保健福祉センター、保健所等)職員
- 専門医療機関および一般医療機関の医師・ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)
- 児童相談所・子ども家庭支援センター・女性相談支援センター・配偶者暴力支援センターなどの職員
- アルコール依存に関する当事者団体および家族会
- 回復支援施設職員や市民団体等
- 学校・教育関係者
- 警察・消防等の関係者

今後のスケジュール

令和8年度

【研究班の作成・検討会の開催】冬頃～

- ・ 有識者による研究班の立ち上げ
- ・ 有識者によるガイドラインの内容に関する検討会の開催

【資料収集】10月～

- ・ 自治体の相談対応マニュアルおよびガイドラインに関する資料収集

令和9年度

- ・ 有識者による検討会の開催(全3～5回程度を想定)
- ・ ガイドラインの執筆など

令和10年度

- ・ ガイドラインの執筆・修正
- ・ ガイドラインの印刷・頒布

資料収集に関して

【資料収集について】

- 自治体等ですでに作成されている、アルコール問題を有する本人・家族への相談対応に関するマニュアルやガイドラインを収集する
- 既存資料に共通して記載されている内容や、それぞれの特徴的な取組を整理し、本ガイドラインに盛り込むべき内容や、不足している事項を検討する
- 大まかな項目や内容についてリスト化し、その中でも以下の項目については細かく収集する予定である
 - (ガイドラインの)対象者
 - 相談対応の基本方針や具体的な支援方法
 - 相談先・紹介先
 - 緊急時の対応
 - 関係機関との連絡方法・連絡のフロー
 - ガイドラインの配布先など